

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年6月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	点検作業のため原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプポンプ(D)出口弁の内部を開放したところ、当該弁の下部のドレン配管に詰まりが認められたため、当該ドレン配管を点検・清掃。	GⅢ	
2	2号機	「直流125V2A地絡」及び「直流125V分電盤2A系漏電警報装置動作」警報が発生したため現場を確認したところ、「再循環ポンプモータA下部軸受油面高/低」警報回路内で地絡発生が認められたため、当該回路を調査・点検。	GⅢ	
3	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)貝殻除去装置旋回弁において、リンク機構の軸の変形が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置旋回弁において、リンク機構の軸の変形が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
5	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)貝殻除去装置旋回弁周りの保温カバーにおいて、破損が認められたため、当該保温材を修理。	GⅢ	
6	その他	福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成23年3月14日から4月21日の間、福島第二原子力発電所の構内の放射線量が管理区域レベルまで上昇したため、遡り放射線業務従事者の登録を行い、平成22年度分の線量について放射線影響協会(中央登録センター)への手続きを行っていたところ、「放射線管理等報告書」等に記載の放射線業務従事者数との相違が認められたため状況確認を行い、対象報告書を訂正し提出。	GⅡ	